

令和 8 年度

南砺市起業家育成支援事業補助金

公募要領

1. 事業の目的.....	1
2. 補助対象事業.....	1
3. 補助金額及び補助対象期間.....	1
4. 募集期間	1
5. 補助対象者.....	2
6. 補助対象経費.....	4
7. 若者 U35 活躍枠について.....	5
8. 申請から採択可否までの流れ.....	6
9. 実績報告から補助金の交付まで.....	8
11. 定期報告書の提出について.....	9
12. 補助金の返還について.....	9

南砺市ブランド戦略部商工企業立地課

1. 事業の目的

南砺市内において多様で魅力的な起業環境の充実及び域内循環の促進を図るため、市内で事業所等を開設し、事業及び販路の拡大等を積極的に行おうとする起業家に対し、事業費の補助を行う。

2. 補助対象事業

事業計画に妥当性があると認められ且つ事業の継続性と発展性が期待できる事業であり、次のいずれかに該当する事業

- (1)地域社会の課題解決に取り組む事業
- (2)市内の農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源を積極的に活用・創造しようとする事業
- (3)新規雇用が確実に見込まれる事業
- (4)市内事業者と取引を行うことにより、地域産業への波及効果が期待できる事業
- (5)地域の賑わい創出並びに地域への貢献が期待できる事業

3. 補助金額及び補助対象期間

補助率はいずれの補助事業においても補助対象経費の 1/2 以内です。

補助事業	補助金の上限	補助対象期間
(1)事業所等開設事業	200 万円以内※ ¹ (若者U35 活躍枠※ ² の場合は 300 万円以内)	交付決定日から令和9年3月 31 日まで
(2)経営補助事業	月額 25,000 円以内 開業してから3年間を限度とする。	交付決定日後でかつ事業開始日の翌月1日から3年間 ※年度ごとに申請してください。
(3)利子補給事業	30 万円以内 開業してから3年間の累計額とする。	
(4)販売促進事業	30 万円以内 開業してから3年間の累計額とする。	

※¹ 補助金額 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てとする。

※² 若者U35 活躍枠については、4ページをご覧ください。

4. 募集期間

令和8年4月1日(水)から令和9年1月 29 日(金)まで

申請の流れは5ページの「8. 申請から採択可否までの流れ」をご覧ください。

5. 補助対象者

次の(1)～(14)の項目のすべてに該当する者

対象者要件

(1)次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 新たに市内で法人^{※1}を設立し、事業を開始する者。事業所等開設事業においては事業所開設の当該年度の者。経営補助事業、利子補給事業及び販売促進事業においては法人設立の日から2年を経過しない者。

イ 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出をし、市内で新たに事業を開始する者。経営補助事業、利子補給事業及び販売促進事業においては開業の届出の日から2年を経過しない者。

ウ 中小企業者^{※2}が市内で新分野^{※3}の事業を開始する者(第二創業)

※1 一般社団法人、NPO法人、社会福祉法人等は対象外。

※2 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業で、次のいずれにも該当しないもの。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総会の2分の1以上を占めている中小企業者

※3 新分野とは、日本標準産業分類の小分類において、異なる小分類に属する事業を開始する場合、又は外注していた業務を内製化するなどして新たな事業展開をする場合をいう。ただし、外注していた業務の内製化については、当該業務が独立した収益事業として実施される場合に限り、新分野の事業とみなす。

(2)個人の場合、市内に住所を有する者又は実績報告書を提出する日の前日までに市内に住所を有する者

(3)新事業所が市内での移転でないこと。

(4)過去5年以内にこの補助金及び空き家・空き店舗に係る補助金を受けていないこと。※新分野で事業を開始する者は除く。

事業要件

(5)新事業所の営業日数が1年間で200日以上見込めること。

(6)許認可等を必要としている業種の起業に当たっては、当該許認可等を開業までに有する見込みであること。

(7)無人販売などの無人サービスや利用料・使用料のみを徴収しスペース等を貸し出す目的の事業ではないこと。

(8)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける事業でないこと。

(9)一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。

継続・信用要件

(10)市税又は使用料、手数料、分担金その他市に対する債務を滞納していないこと。

(11)申請者が暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有していないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと、及びこれに類すると認められないこと。

(12)南砺市商工会を経由して、起業時指導受講申込書を市へ提出し、指導を受けた後、起業時指導終了兼事業内容証明書の交付を受けていること。

(13)起業後1箇月以内に南砺市商工会へ加入し、定期的に5年間、経営指導を受けること。

(14)事業経営を5年以上継続して行うこと。

6. 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、下記の①～③の条件のすべてに該当する経費が対象です。

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②交付決定日以降の契約・発注により発生した経費

※交付決定前に購入した物や契約・発注により発生した経費は補助対象外です。

③証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費

事業ごとの補助対象経費及び内容は次のとおりです。

(1) 事業所等開設事業

事業所等の開設に係る新築費、改修費(躯体工事を含む)及び設備設置費

※事業を営むための事務所、店舗、作業所等の改修費用であり、倉庫としてのみ利用する場合は対象外です。

※原則として市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主からの購入又は施工に限ります。

※補助対象となる経費はすべて税抜きです。

【対象となる経費】

- ・事業所等の外装工事・内装工事費用(住居兼事業所は、事業所専用部分に係るもののみ)
- ・機械装置調達費用
- ・当該事業所等の土地に構築する物(看板等)

【対象とならない経費】

- ・中古品購入費
- ・不動産の購入費
- ・車両の購入費
- ・工具・器具・備品の調達費用
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
- ・当該事業所等以外の事務所等の外装工事・内装工事費用

(2) 経営補助事業

事業所等の賃借料

【対象となる経費】

- ・事業所等の賃借料
- ・住居兼事業所は、事業所等専用部分に係る賃借料のみ

【対象とならない経費】

- ・事業所等の共益費
- ・事業所等の借入に伴う仲介手数料
- ・事業所等の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
- ・火災保険料、地震保険料
- ・申請者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる事業所等借入費
- ・既に借用している事業所の賃借料 ・駐車場の賃借料

(3) 利子補給事業

事業所の開設等に係る市内の金融機関及び(株)日本政策金融公庫からの融資額の支払い利子

【対象となる経費】事業所等の開設に係る設備設置費等初期投資の融資額に対する利子

【対象とならない経費】当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分

(4)販売促進事業

販路開拓に係る広告宣伝費及びパンフレット等印刷費、ホームページ開設費、ホームページ改修費等
※補助対象となる経費はすべて税抜きです。

【対象となる経費】

- ・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット等印刷費、及びデザイン費、ホームページ開設・改修費、展示会出展費用(出展料・配送料)
- ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用
- ・販路開拓に係る事業説明会開催等費用

【対象とならない経費】

- ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費
- ・切手の購入を目的とする費用
- ・本補助事業と関係の無い活動に係る広報費(補助事業のみ掛かった事業費と限定できないもの)
- ・販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造委託及び開発委託に係る費用
- ・粗品等

(1)～(4)の事業の補助対象とならない経費

- ・求人広告
- ・通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等)、光熱水費
- ・プリペイドカード、商品券等の金券
- ・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
- ・団体等の会費
- ・応募者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・各種保険料
- ・振込手数料
- ・本補助金の交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- ・上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

7. 若者 U35 活躍枠について

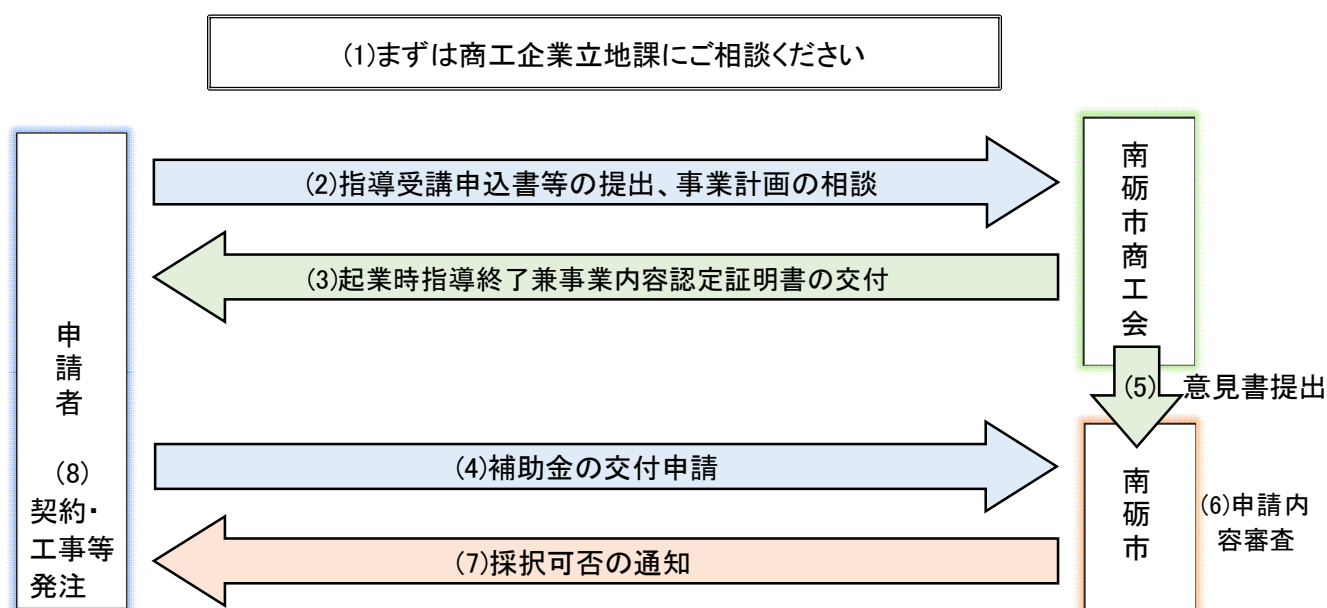
若者U35 活躍枠は下記の①～③の条件を満たす場合に対象です。

- ①申請者(法人の場合は代表者)の年齢が申請日が属する会計年度の4月1日時点で満 35 歳未満であること。
- ②開設する事業所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域に該当していること。
- ③次の産業分類に該当する事業を起業すること。

大分類	中分類	小分類
卸売業、小売業	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー／その他の各種商品小売業(従業員が常時 50 人未満のもの)
	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業／男子服小売業／婦人・子供服小売業／靴・履物小売業／その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品小売業／野菜・果実小売業／食肉小売業／鮮魚小売業／酒小売業／菓子・パン小売業／その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	自動車小売業／自転車小売業／機械機器小売業(自動車、自転車を除く)
	その他小売業	家具・建具・畳小売業／じゅう器小売業／医薬品・化粧品小売業／書籍・文房具小売業／スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業／写真機・時計・眼鏡小売業／他に分類されない小売業
宿泊業、飲	宿泊業	旅館・ホテル／簡易宿所

食サービス業	飲食店	食堂、レストラン(専門料理店を除く。)/専門料理店/そば・うどん店/すし店/酒場、ビアホール/喫茶店/その他の飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業
教育、学習支援事業	その他の教育、学習支援業	学習塾/教養・技能教授業/他に分類されない教育、学習支援業
上記分類のほかに市長が特に認めるもの		

8. 申請から採択可否までの流れ



(1)相談

まずは商工企業立地課にご相談ください。

(2)指導受講申込書等の提出、事業計画の相談

①補助金交付申請書等の様式を、南砺市ホームページからダウンロードしてください。

②南砺市商工会に次頁の「交付申請時提出必要書類」に掲げる書類2部を提出し、事業計画の相談を行ってください。

(3)起業時指導終了兼事業内容認定証明書の交付

南砺市商工会から申請書類の1部返却と「起業時指導終了兼事業内容認定証明書」が交付されます。

(4)補助金の交付申請

申請書類と起業時指導終了兼事業内容認定証明書を南砺市商工企業立地課に提出してください。

(5)経営指導意見書の提出

南砺市商工会から市に経営指導意見書が提出されます。

(6)申請内容審査

市で申請書類の受付後、内容を確認します。必要に応じて事業計画の内容をヒアリングします。

(7)採択可否の通知

市で事業内容を審査後、補助金交付可否を決定します。その結果を申請者に書面で通知します。

(8)契約・工事等発注

事業所等の開設に係る工事等の契約や発注を行ってください。

交付申請時提出必要書類

	書 類 内 容	(1)事業 所等開 設事業	(2)経営 補助事 業	(3)利子 補給事 業	(4) 販 売促進 事業	備 考
1	起業時指導受講申込書(様式第1号)	○	○	○	○	初回申請時のみ
2	起業時指導終了兼事業内容認定証明書 (様式第2号)の写し	○	○	○	○	南砺市商工会から交付されま す
3	補助金交付申請書(様式第3号)	○	○	○	○	
4	起業事業計画書(様式第4号)	○	○	○	○	初回申請時のみ
5	経営補助事業申請内訳書(様式第5号)		○			
6	利子補給事業申請内訳書(様式第6号)			○		
7	対象新事業所の平面図	○				
8	対象新事業所の位置図	○				
9	対象事業に係る見積書等内訳及び金額 が明記してあるもの	○			○	
10	事業着手前の事業所等写真	○				
11	賃貸借契約書の写し		○			
12	融資実行を示す書類の写し			○		
13	返済の計画を示す書類の写し			○		
14	金融機関が発行する利息支払明細書			○		
15	会社の定款の写し	○	○	○	○	初回申請時のみ
16	登記事項証明書	○	○	○	○	既存の法人が新分野で事業を 開始する場合
17	所得税法(昭和40年法律第33号)第 229条に規定する開業の届出	○	○	○	○	初回申請時のみ 既存の個人事業主が新分野で 事業を開始する場合
18	市税の完納証明書	○	○	○	○	
19	住民票の写し	○	○	○	○	初回申請時のみ 個人事業主の場合。ただし、 U35 活躍枠の場合は、法人代 表者分を提出
20	その他補足説明資料	○	○	○	○	

★様式、公募要領のダウンロードは 南砺市ホームページ <http://www.city.nanto.toyama.jp>

サイト内検索でキーワード「起業家育成支援事業補助金制度」又はページID「970」で検索してください。

9. 実績報告から補助金の交付まで

(1)事業の変更・中止(該当する場合のみ)

やむを得ない事情等により、事業の変更又は中止をしようとする時は、起業家育成支援事業変更(中止・廃止)承認申請書を速やかに提出してください。

なお、起業家育成支援事業変更(中止・廃止)承認申請書の提出が必要な事業の変更は、次の場合です。

- ①補助対象経費総額の20%を超える増減
- ②補助事業の内容又は経費の配分その他申請に係る事項の変更
- ③補助事業の中止

(2)実績報告書の提出

- ①補助対象事業が完了後、「起業家育成支援事業実績報告書」に、次の「実績報告時提出必要書類」に掲げる書類を添付し、南砺市商工会を通して市に提出してください。
- ②市で実績報告書等の受付後、内容を確認します。必要に応じて事業内容をヒアリングします。

実績報告時提出書類

	書 類 内 容	(1)事業 所等開 設事業	(2)経営 補助事 業	(3)利子 補給事 業	(4)販 売促進 事業	備 考
1	起業家育成支援事業実績報告書	○	○	○	○	
2	支払の根拠となる書類	○	○	○	○	領収書等(写し可)
3	補助対象経費明細書(様式第 号)	○			○	
4	経営補助事業実績内訳書		○			
5	利子補給事業実績内訳書			○		
6	経費を充当した該当物の写真	○				新築費及び改修費の場合は、 着工前及び竣工後の写真
7	営業許可証					許認可を必要とする業種の場合
8	登記事項証明書	○	○	○	○	交付申請時以降に設立した法人の場合
9	会社の定款の写し	○	○	○	○	交付申請時以降に設立した法人の場合
10	開業等の届出	○	○	○	○	個人事業主で交付申請時以降に届出をした場合
11	住民票	○	○	○	○	個人事業主で交付申請時以降に転入した者
12	その他補足説明資料	○	○	○	○	

(3)補助金額の確定

補助対象事業が適正と認められた場合、市が補助金額を確定します。確定した補助金額を補助金確定通知書により通知します。

(4)補助金の請求

補助金確定通知書が届いた後、「補助金請求書」により補助金の請求を行ってください。市が補助金の振込先の確認をしますので、振込先の口座情報がわかる書類(通帳の口座番号等が記載されたページの写し

等)を添付してください。

(5)補助金の交付

注意事項

- ・補助金交付申請書等に虚偽の記載があった場合、交付の決定を取り消すことがあります。
- ・本補助金の交付にあたっては、本公募要領のほか、「南砺市補助金等交付規則」及び「南砺市起業家育成支援事業補助金交付要綱」の規定が適用されます。

11. 定期報告書の提出について

令和7年度までに補助金の交付を受けた事業者は、定期的に5年間、南砺市商工会の経営指導を受け、定期報告書兼経営指導意見書を提出してください。

提出書類

- ・定期報告書兼経営指導意見書
- ・(法人の場合)前会計年度分決算書の写し
- ・(個人事業主の場合)前年度分確定申告書の写し

提出期限

- ・(法人の場合)会計年度(前年分)終了後2ヶ月以内
- ・(個人事業主の場合)令和8年6月30日(火)

提出先 南砺市商工会

12. 補助金の返還について

次に該当する場合は、補助金の返還を命じます。

(1)交付額の全額の返還を命じる場合

- ①補助金の交付決定の内容に違反したとき〔要綱第18条(1)〕
- ②補助事業の実施方法が不適当と認められるとき〔要綱第18条(2)〕
- ③事業所等を利用しての事業経営を5年以上継続して行わなかったとき〔要綱第18条(3)〕
- ④定期報告を怠ったとき〔要綱第18条(4)〕
- ⑤偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき〔要綱第18条(5)〕

(2)内容により全額又は一部返還額を決定する場合

市長が相当の理由があると認めるとき〔要綱第19条(1)〕

ただし、交付決定者本人の死亡又は事故災害等のやむを得ない事由による場合は、この限りではありません。なお、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内です。〔要綱第19条(2)〕

【問合先・申請書等の提出先】

■南砺市商工会 〒939-1576 南砺市やかた324

TEL 0763-22-2536 FAX 0763-22-4317

■南砺市ブランド戦略部商工企業立地課 〒939-1692 南砺市荒木1550

TEL 0763-23-2018 FAX 0763-52-6349